

古岡奨学生のきまり（奨学生用）

奨学金の受け取り方や、奨学生として守っていただくことは、次のとおりです。高等学校に在学する3年間、このことがらを守り実行して、充実した高校生活をお過ごしください。この「きまり」は、3年間保存しておいてください。

1 奨学金の金額（2020年度4月度より、学年別給与額）

（41期生）第1学年は年間 **24.2万円**、（40期生）第2学年は年間 **24.2万円**、
（39期生）第3学年は年間 **23万円** （すべて返済する必要はありません。）

2 奨学生の期間

高等学校に在学する3年間です。（高等専門学校生は、在学当初の3年間の支給になります。）

3 奨学金の受け取り方法

毎年5月・9月・1月の3回、4か月分をゆうちょ銀行の総合口座へ振り込み送金いたします。この口座は、あなたの保護者、またはあなたの名義の口座に限ります。

上記のほか、2020年度入学の41期生は、第1学年の4月に「**入学祝い金5万円**」、第2学年の5月に「**修学旅行補助金5万円**」、第3学年の3月に「**卒業祝い金5万円**」を給与します。（事前に封書で連絡します。）

尚、①海外短期留学制度選抜者には、その費用を支援します。

②国内英語研修と海外異文化体験研修選抜者には、その費用を支援します。

4 領収書の提出

振込み送金の奨学金受領を確認したら、直ちに領収書（領収ハガキ）を送ってください。領収書が着かないと次回の送金が出来なくなります。

5 守っていただくこと

- （1）常に向上心をもって励み、他に迷惑をかける行為をしないこと。
- （2）1年・2年の学年末に、学校が発行する成績証明書を連絡所（顧問の先生）に提出すること。
（成績通知表と間違えないこと）
- （3）1年・2年の学年末に、年間を振り返った作文の提出をすること。
- （4）3年生は、卒業文集「奨学」に投稿をすること。
- （5）自分の都合で退学・休学・長期欠席・転校・留学する時は、事前に連絡所（顧問の先生）に相談すること。
- （6）つぎのことが起きたときは速やかに連絡所（顧問の先生）に連絡すること。
 - ア・転校・退学・休学・停学・留置になった時。
 - イ・病気・けがで長期欠席する時。
 - ウ・奨学金を必要としなくなった時（保護者の再婚も含まれます）。
 - エ・転居・住居表示・電話番号・保護者連絡先等に変更のあった時。
 - オ・校長先生・担任の先生が替わられた時。

6 個人情報について

当財団は、個人情報に関する法令の遵守とプライバシーの尊重に配慮しています。

奨学生の皆様には、機関紙（奨学ライフ）を発行しています。その記事として学年末に1・2年生の皆さんが提出する作文や事務局あてに頂きます年賀状、会合などでの写真やその他をその機関紙に掲載する場合があります。ご了解下さい。

（これら機関紙や文集は、国立国会図書館に供すること（国立国会図書館法25条に基づく）があります。併せてご了解下さい。）